

## ○建築物内に使用されているアスベストに係る 当面の対策について

(昭和63年2月16日 社施第19号  
各都道府県・指定都市民生主管部(局)長あて  
厚生省社会局施設課長・厚生省児童家庭局企画課長連名通知)

標記については、今般、別紙のとおり環境庁大気保全局大気規制課長及び厚生省生活衛生局企画課長から通知されたので、ご丁知のうえ、管下関係機関及び各社会福祉施設に周知徹底方ご配慮をお願いしたい。

なお、アスベストの処理については慎重な対応が望まれるところであるが、特に全面又は部分的に表面がはく離状態にあるものは、緊急に対策を講ずる必要があるので、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上、保育所・通所施設にあっては30万円以上の事業について、昭和63年度以降、社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金の対象事業とすることとし、別途通知する予定であるので申し添える。